

はままつフラワーパークUD昇降機施設のネーミングライツ契約書（案）

浜松市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理するはままつフラワーパークUD昇降機施設に係るネーミングライツに関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツについての必要な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（ネーミングライツ）

第2条 ネーミングライツは、次条に規定する対象施設に通称を命名することができる権利とする。

（対象施設）

第3条 対象施設は、次の施設とする。

対象施設	所在地
はままつフラワーパークUD昇降機施設	浜松市中央区館山寺町195番地

（施設名称）

第4条 乙がネーミングライツに基づき命名する通称は次のとおりとし、甲はこれに同意する。

対象施設	通称
はままつフラワーパークUD昇降機施設	〇〇〇〇

（通称の標示方法）

第5条 通称は、次に掲げる方法で標示することができる。

（1）対象施設敷地内に通称標示を新たに設置すること

（2）対象施設敷地内外に設置されている既存の標示物の名称を変更すること

2 通称標示のデザイン及び標示場所、仕様等の詳細については、甲と調整し、承認を受けるものとする。

3 乙は、通称の標示の全部又は一部が破損または汚損等があった場合は、修繕または清掃等を実施する。

（通称の使用範囲）

第6条 乙は広報活動又は広告・販売促進活動等において、通称を使用することができる。

2 甲は、対象施設を表示、または呼称する時は通称を使用し、通称の定着に努める。

（契約期間）

第7条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和〇〇年〇月〇日までとする。

(契約料と支払)

第8条 本契約に基づく契約料は、1年度あたり〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●円）とする。

2 乙は、前項に定める契約料等を、甲が発行する納入通知書により、甲が定める納付期限内に甲に納付しなければならない。

(遅延損害金)

第9条 乙は、本契約に基づく契約料等を納付期日までに支払わないときは、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、浜松市契約規則第27条第1項第〇号により、免除とする。

(費用の負担)

第11条 通称の標示の設置及び維持管理に係る費用は、乙の負担とする。

2 甲が管理するホームページや施設予約システム、今後発行する観光パンフレット等の名称変更に係る費用は、甲の負担とする。
3 乙が管理するホームページや施設パンフレット等の名称変更に係る費用は、乙が費用を負担する。

(契約の更新)

第12条 乙は、本契約の更新を希望する場合には、令和〇〇年1月1日から令和〇〇年3月31日（満了前年の1月～3月）までの間にその旨を文書で甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項による通知を受領したときは、乙と更新の成否について協議するものとし、協議が整った時は、この契約を更新する旨の契約を速やかに締結するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、令和〇〇年12月31日（満了前々年の12月31日）までに契約を更新しない旨の決定をすることができる。

4 第1項の規定による通知が無かったとき、第2項の規定による協議が整わなかったとき、又は甲が第3項の規定による決定をしたときは、この契約は、第7条に定める期間の末日をもって終了する。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、互いにネーミングライツの導入に際して知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示する場合はこの限りではない。

2 前項の規定は本契約の満了又は解除に関わらず、有効に存続する。

(知的財産権)

第14条 乙が、通称等に関する知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、両者の協議により別途定める。

3 乙は、通称が第三者の知的財産権を侵害しないよう、あらかじめ調査を行なうこととする。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 乙は本契約に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用において解決するものとする。

2 乙は、本契約に基づき又はこれに関連して甲と第三者との間で乙に帰責事由のある紛争が生じた場合には、甲に対し、甲が要した費用を支払わなければならない。

(通称の変更)

第16条 乙は、本契約の契約期間中、通称を変更することができないものとする。ただし、やむを得ない理由により通称を変更する必要がある場合は、甲、乙及び対象施設の指定管理者が協議の上、その可否を決定するものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、乙に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 契約料を甲が指定する期限までに納付しない場合において、甲が相当の期間を定めてその納付の催告をしたにもかかわらず、その期間内に納付がないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本契約に違反した場合において、甲が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。
- (3) 破産手続き開始、再生手続き開始若しくは更生手続き開始が決定されたとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- (6) 解散、合併又は営業の全部の譲渡を決議したとき
- (7) 乙に社会的信用を著しく損なう事態が生じたとき
- (8) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時賃貸借の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (13) 本契約の締結にあたり、不正な行為をしたとき。

2 乙は、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、甲に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 対象施設の使用不能が6ヶ月を経過してもなお改善の見通しがないとき
- (2) 対象施設が天災地変、事件等により使用不可能になったとき
- (3) 甲が本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の乙の書面による通知を受けてから30日以内にその違反が解消されないとき

3 乙の業績の著しい悪化等により乙の本契約を継続することが困難な事由が生じたときは、甲及び乙は誠実に協議し、それぞれ合意の上、本契約を解除することができるものとする。

4 甲は、業務上やむを得ない事情があるときは、本契約を解除できるものとし、この場合において乙に損失が生じたときには、その損失の負担について甲と乙が協議して定めるものとする。

5 乙は、第1項の規定により契約を解除されたときは、納付した契約料等を違約金として甲に帰属させる。

6 前項の違約金は、第19条第2項に規定する原状回復費用及び第21条に規定する損害賠償額と解釈しない。

7 甲及び乙は、本契約締結後、本契約開始日までの間は、第1項及び第2項の規定によらない解約はできないものとする。

(暴力団排除のための協力)

第18条 乙は、本契約を履行するに当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(原状復旧)

第19条 乙は、契約を更新せず、本契約期間が満了するときは、契約満了日までに、自らの責任と費用負担により、通称の標示を除却し、本契約締結時と同様の状態に復旧するものとする。

2 乙は、第17条第1項、及び第3項の規定により契約を解除されたときは、自らの責任と費用負担により、通称の標示を除却し、本契約締結時と同様の状態に復旧するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項の通称の標示の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲が通称の標示を除却及び復旧し、その費用の全額を乙に請求することをあらかじめ承諾する。

4 甲は、第17条第2項の規定により契約を解除された場合及び第17条第4項の規定により契約を解除した場合は、甲の費用負担により通称の標示の除却及び復旧を行なうものとする。

(返還金等)

第20条 甲は、第17条第2項の規定により契約を解除されたときは、納付された契約料等の全部または一部を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第21条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第22条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(裁判管轄その他雑則)

第23条 本契約又は本契約に関連して生じた紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の取扱い)

第24条 甲及び乙は、本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年○月○日

甲 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2
名 称 浜松市
代表者 浜松市長 中野 祐介 印

乙 所在地 ○○市○区○○町○○番地
名 称 ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印